

2021 年度 佐賀県スポーツ協会主催ゴルフ競技 行動規範

2021 年度佐賀県スポーツ協会主催ゴルフ競技において、競技委員会は規則 1.2b に従い下記のとおり行動規範を規定する。

1. プレーヤーの受け入れられない行動とは：

- コースの保護をしない。（例えばバンカーをならさない、ディポットを元に戻さない、目土をしない）
- 受け入れられない言動。
- クラブやコースを乱暴に扱う。（クラブを投げたり、コースを損傷させる）
- 他のプレーヤー、レフェリー、または観客に失礼な態度をとる。
- 円滑な競技運営のための委員会の協力要請に対し、合理的理由もなく無視あるいは拒否すること。

2. ドレスコード

佐賀県スポーツ協会主催ゴルフ競技における服装については下記のことを推奨する。

- プレーの際はゴルフウェアまたは襟付きのスポーツシャツを着用する。
- 半ズボンの場合はソックスを着用する。また、短パンの着用は不可とする。
- ジョギングパンツ、トレーナー、作業衣、ジーンズ、Tシャツ、迷彩柄のウェア、カーゴパンツ等、一般にゴルフウェアでないものの着用は不可とする。
- 危険防止のためプレーの際は帽子を着用する。
- プレーの際はシャツの裾はズボンの中に入れる。
- タオル等を腰、首、肩に巻いたり、下げたりすることは不可とする。

3. 行動規範の違反に対する罰

- 行動規範の最初の違反 — 警告（次の違反は罰を受けることを告げられる）
- 2 回目の違反 — 一般の罰
- 3 回目の違反や重大な非行 — 失格

4. 重大な非行とは：

- オフィシャルガイド解釈 1.2a/1（別表 2）を参照のこと。
- 無届欠場、改ざん等を含む。

※重大な非行には下記の制裁、処分がある場合がある。

<規則 1. 2a/1 の解釈：1. 2a/1-重大な非行の意味>

規則 1. 2a の「重大な非行」という言葉は、競技会からプレーヤーを排除するという最も厳しい制裁措置が正当化されるほどに、ゴルフで期待される規範から大きく逸脱したプレーヤーの非行を扱うことを意図している。そうしたことには、不誠実、別のプレーヤーの権利を妨げる、あるいは他人の安全を脅かすことを含む。

委員会はすべての状況を考慮してその非行が重大であるかどうかを決定しなければならない。委員会がその非行が重大であると決定したとしても、最初の違反でプレーヤーを失格にする代わりに、その非行を繰り返したり、同様の非行があった場合には失格にするとプレーヤーに警告することがより妥当であるという見解をその委員会が持つこともあるだろう。

重大な非行とみなされる可能性が高いプレーヤーの行動の例は次を含む：

- パッティンググリーンへ深刻な損傷を故意に与える。
- コースセットアップに異議を唱え、ティーマーカーや境界杭を独断で決めて動かす。
- 別のプレーヤーや観客のいる方向に向けてクラブを投げる。
- 他のプレーヤーがストロークを行っている間に故意に気を散らす。
- 他のプレーヤーからルースインペディメントや動かせる障害物をその場所に残しておいてほしいと依頼された後で、他のプレーヤーの不利益となるようにそのルースインペディメントや動かせる障害物を取り除く。
- ストロークプレーで、別のプレーヤーの障害となる場合に、止まっている球の拾い上げを繰り返して断る。
- プレーヤーのパートナーの支援となるように（プレーヤーのパートナーがパッティンググリーン上の球の曲がり具合を知る手助けとなるようにするなど）、故意にホールとは別の方向にプレーしてからホールに向けてプレーする。
- 故意に規則にしたがってプレーせず、その関連する規則の違反に対して罰を受けるが、そうすることで潜在的にかなりの利益を得る。
- 下品あるいは不快な言葉遣いを繰り返す。
- 不当な利益をもたらす目的で取得したハンディキャップを使う、またはそうしたハンディキャップを取得するためにプレーしているラウンドを利用する。

非行を伴うが、重大な非行とみなされる可能性が低いプレーヤーの行動の例は次を含む：

- クラブを地面に投げつけ、そのクラブを損傷させるが、芝へ与えた損傷は小さい。
- ゴルフバッグに向けてクラブを投げたところ、意図せず別の人に当たってしまう。
- 不注意で別のプレーヤーがストロークを行うときに気を散らしてしまう。

5. 制裁及び処分

- i) 戒告、口頭による注意
- ii) 文書による注意、始末書の提出
- iii) 期間を定めた出場停止
- iv) 佐賀県ゴルフ協会主催競技からの除名